

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、電話営業業務に従事していた。

請求人によれば、電話営業の仕事はインカムを使用し、小さい（縦約20.5cm×横約26.5cm）パソコンで、ショートカットキーを多用し、長時間同じ姿勢で作業をするとともに、上肢の反復動作の多い作業に従事したことから、左肩に負担がかかり、平成〇年〇月上旬頃から頭重感、めまいが出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「めまい症、感音難聴、頭痛等」と診断され、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「頸肩腕症候群」と診断され、同年〇月〇日、E病院に受診し、「胸郭出口症候群」と診断された後、複数の医療機関において療養を継続している。

請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、上肢作業に従事したことが原因で、左上肢に頸肩腕症候群及び胸郭出口症候群を発症した旨主張しているので、検討したところ、次のとおりである。

(2) 請求人に発症した傷病について、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、請求人は、平成〇年〇月頃、頸肩腕症候群を発症し、それに伴い胸郭出口症候群を発症したと考えられる旨所見しているところ、G医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名として、上記両傷病を併記している。

もっとも、G医師は、同医師作成の「他科依頼票」において、要旨、「当科的には胸郭出口症候群と考えている。その診断をしてからも、本人の希望でH大学の第一外科教授の診察も受け、同様の診断であった。」と記載しており、また、同医師から依頼を受けた返信をみると、I医師及びJ医師は、共に胸郭出口症候群と所見している。さらに、K医師作成のL医師からの患者紹介に対する平成〇年〇月〇日付け「紹介患者診療結果報告書」においても、請求人の傷病について「胸郭出口症候群」と記載されていることが確認できる。

上記各医師の所見に鑑みると、F医師を含めいずれの医師も請求人に胸郭出口症候群が認められるとの見解であるところ、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に発症した傷病は胸郭出口症候群であると判断する。

この点、M医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、上記各医師の所見を踏まえた上で、要旨、請求人は、平成〇年〇月に胸郭出口症候群を発症したと考えることが妥当であると述べているところ、当審査会としても、請求人の身体所見、検査所見及び症状の推移等に鑑みると、同意見を妥当なものと思料する。

(3) 次に、請求人に発症した胸郭出口症候群と業務との因果関係についてみると、胸郭出口症候群の発症の原因及び症状については、決定書理由に説示のとおりであり、素因（なで肩、翼状肩甲などの姿勢異常、頸助）があると発症あるいは増悪しやすいとされており、特に頸助があるときに発症しやすいとされているところ、請求人の場合、検査所見から、胸郭出口症候群の原因となる頸助やなで肩等の素因が確認されていることから、当審査会としても、請求人の胸郭出口症候群は、請求人の素因により発症したとみるのが相当であり、当該疾病の発症と業務との間に医学的因果関係は認められないと判断する。

(4) なお、引用する上肢作業に係る認定基準に基づき検討するも、請求人の就労状況は決定書理由に説示のとおりであり、過重な業務に従事したとは認められないことから、当該認定基準の要件を満たしていないものと判断する。

(5) 請求人の主張及び一件記録を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した胸郭出口症候群は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。